

沿岸広域振興局長告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月4日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1） 路線名 水海大渡線
  - （2） 供用開始の区間 釜石市両石町第4地割123番1地先から87番57地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成23年3月5日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
    - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで
- 2（1） 路線名 世田米矢作線
  - （2） 供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字下大股44番6地先から29番2地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成23年3月4日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
    - イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで